平成２５年（フ）第７０６号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18　夢野団地３―713号、従前の住所神戸市兵庫区熊野町５丁目６番21号
債務者　山本　敏信
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３１号
兵庫県三田市貴志86番地　大東アパート５号
債務者　島本　善久（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３２号
兵庫県三田市貴志86番地　大東アパート５号
債務者　島本　　惠（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９９号
神戸市北区有野台１丁目６番地　A15棟403号、従前の住所神戸市北区藤原台南町５丁目２番１―202号
債務者　長谷川清美（旧姓賀谷）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５８号
北九州市八幡西区折尾５丁目８番６号
債務者　岡村　千元
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６５９号
北九州市八幡西区折尾５丁目８番６号
債務者　くすりのフタバこと　岡村　好子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６３号
北九州市八幡西区陣山２丁目２番10―305号
債務者　藤田　敏美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８６号
北九州市門司区寺内４丁目９番２号
債務者　川口　直子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６５６号
熊本市東区下江津４丁目６番１号
債務者　西山　幸誉（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６５８号
熊本市中央区九品寺５丁目10番33―505号　九品寺第１団地２Ｃ―１、前住所熊本市中央区国府３丁目８番69号　カーサー新水前寺102
債務者　北川　ルミ
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６０号
熊本市中央区菅原町１番１号　菅原ビル303、前住所熊本市中央区南熊本５丁目２番22号
債務者　園田　英男
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７４号
青森県東津軽郡平内町大字中野字稗田沢24―３　須藤方、住民票上の住所青森市大字浪館字前田40番地５　第３下山荘２号
債務者　吹田奈津美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
青森市大字新城字山田45番地１
債務者　関　　亨介
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
青森市大字矢田前字弥生田20番地22　さくら館Ａ―201
債務者　山谷　　雄
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
青森県むつ市大平町12番６号
債務者　田中　靖子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
青森県黒石市京町13番地２　サンハイツ京町202号
債務者　豊巻　政春
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４８号
青森県弘前市大字城東北３丁目４番地12　長内荘１号
債務者　鶴田　初枝
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
青森地方裁判所弘前支部